医７０号

**診療所病床設置届**

年 月 日

　福岡市保健所長　　様

開設者

次のとおり診療所に病床を設置したので、医療法施行令第３条の３及び医療法施行規則

第１条の１４第８項の規定により届出をします。

　なお、今回届出をした病床については、救急患者の受入など特段の事情がある場合を除き、

次表の病床を設置する目的及び内容のとおり利用します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設者 | 住所又は主たる  事務所の所在地 | | | | 〒  （℡ ） | | | | | | | | | |
| 氏名又は名称 | | | |  | | | | | | | | | |
| 施設の  名称 | |  | | | | | | 開設の  場所 | | | 〒  （℡ ） | | | |
| 病床を設置する  目的及び内容 | | | | | □分娩を取り扱うため  □その他 | | | | | | | | | |
| 診療科目 | | |  | | | | | 設置年月日 | | | | 年　　月　　日 | | |
| 設置する病床の種別  及び病室・病床数 | | | | | 一般　　　　 室　 　　　 床  療養　　　　　 室　　　　　 床 | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | |  | | | | | | | | | |
| 医師・看護師その他の従業者数（又は現在員） | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | 医師 | | 助産師 | 看護師・  准看護師 | | 看護  補助者 | 薬剤師 | | | その他 | 計 |
| 従業者数  （現在員） | | | | 常  非 | | 常  非 | 常  非 | | 常  非 | 常  非 | | | 常  非 | 常  非 |
|  | |  |  | |  |  | | |  |  |

（注）常勤、非常勤に分けて記載し、非常勤については点線下に常勤換算数を記載すること。

[添付書類]　下段の留意事項も確認すること。

１　建物の構造設備概要及び平面図（各室の用途を示し、病床の種別を明示すること。）

２ 病室及び居室の概要（床面積、採光面積、開放面積、天井高、前面廊下幅等）を記載した書類［別紙3］ ※　９床以下の診療所は、前面廊下幅、階段幅等の記載は不要

３　医療従事者の名簿［別紙5-1､5-2､5-3］

４ 非常勤医師等常勤換算表［別紙6］

５　開設者及び管理者については臨床研修等修了登録証及び免許証、それ以外の法定医療従事者については免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

裏面「※開設者又は管理者の資格の確認について」を参照のこと。

　　６　「病床を設置する目的及び内容」が「その他」の場合は、医療法施行規則第１条の１４

第７項第１号又は第２号に定める診療所として病床を設けることについて許可を要しないこととする県知事の通知（写）

［留意事項］

　　　届出された病床が、「病床を設置する目的及び内容」どおり適正に利用されているかを

確認するため、報告を求める場合があること。

（１）有床診療所として開設する場合

①開設者が法人等の場合は、別途、診療所開設許可申請（医２号）が必要。

②開設者が臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の場合は、この設置届とは

別に、開設届（医１９号）が必要。

（２）無床診療所が新たに病床を設置する場合

①開設者が法人等の場合は、別途、診療所変更許可申請（医５号）が必要。

②開設者が臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の場合は、この設置届とは

別に、変更届（医２５号）が必要。

※開設者又は管理者の資格の確認について

（１）医師

①平成１６年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　　　：臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

（２）歯科医師

①平成１８年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　：臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付